

## 民間資金等活用事業推進委員会第6回総合部会議事概要

日 時：平成16年3月29日(月) 14:00~17:00

会 場：中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、高橋委員、  
卯辰専門委員、小幡専門委員、川村専門委員、日高専門委員、光多専門委員、  
美原専門委員、山下専門委員

説明者：財務省 主計局調査課佐川課長、主税局税制第二課道盛課長、理財局国有財産  
企画課若狭課長

総務省 自治行政局地域振興課赤川課長、情報通信政策局技術政策課武井課長

文部科学省 大臣官房政策課和田課長

厚生労働省 政策統括官付社会保障担当参事官室青柳参事官

国土交通省 総合政策局政策課井手課長、総合政策局政策課田中政策企画官、大  
臣官房官庁営繕部営繕計画課田中特別整備企画室長、都市・地域  
整備局街路課西植街路事業調整官、都市・地域整備局公園緑地課  
舟引公園・緑地事業調整官、都市・地域整備局下水道部下水道事  
業課増田企画専門官、河川局河川計画課小池河川事業調整官、道  
路局有料道路課菊池課長補佐、住宅局住宅政策課佐藤課長補佐、  
鉄道局総務課鉄道企画室鶴田課長補佐、港湾局開発課縄田民間活  
力推進室長、航空局飛行場部管理課長崎課長補佐

事務局：浅野間民間資金等活用事業推進室長、松田参事官、嶋田企画官、大塚参事官補  
佐、富井参事官補佐、丹野参事官補佐

議事概要：

### (1) 関係省庁ヒアリング

財務省、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省より資料に基づき説明後、質疑応  
答。各々の質疑応答の概要は以下のとおり。

### 【質疑応答】

#### 第1部 財務省

- 資料1ページの平成15年3月20日関係省庁連絡会議幹事会申合せの(1)につ  
いて、「簡潔な事業計画の概要」とあるが、「簡潔な」とはどのような範囲か。また、多  
段階選抜による事業者の絞込みの際、指名競争入札のような絞込みが可能か。同申  
合せの(3)の契約内容の変更として、変更可能な要件について教えて欲しい。「売  
買とされるPFI事業について」に関し、BOT方式における所有権は実際には民間  
にあるが、税務上の扱いとのギャップを税務当局としてはどう考えているか。 税務

当局として、大規模修繕に見合う費用の損金計上は認められるのかどうか教えて欲しい。民間収益施設の第三者譲渡について、地代を徴求する際の計算根拠如何。PFI事業が終了した場合にも民間収益施設の貸付は可能だが、終期はいつまで認められるのか。

- ・（財務省）について、「簡潔な」の範囲は、個別具体の事例に応じてということになる。指名競争入札については、WTO案件は一般競争入札が原則であり留意は必要だが、制度的には可能。については、個別具体的な事例に即して判断することになると思うが、入札の競争条件を変えるものは不可だと考える。については、企業会計と税務会計では色々と異なることがある。「売買とされるPFI事業について」は、税法上の規定を根拠とするものであり、特別の扱いをするものではない。については、「売買とされるPFI事業について」のもと、支払いパターンの弾力化などで対応可能ではないか。PFIの場合だけ認めるというわけにはいかない。については、個別法で特定されていない場合は時価とされている。については、PFI法第11条の2第8項で準用している国有財産法第21条により、30年になるかと思う。
- ・ 入札手続について、米、英のような競争的交渉方式はできないか。
- ・（財務省）基本的には可能と思う。但し、具体的な事業でどういう入札方式をとるかは事業発注官庁が決定すること。各省庁において、国交省の先進的な取り組みを参考としながら検討いただき、我々に相談していただきたい。
- ・ 事業者の絞込みについて、2～3社に絞り込むと事前に言うことは、資格審査の考え方との関係でどうか。性能発注をする場合の提案の焦点の当て方は、どうすれば一番良いか。
- ・（財務省）については、指名競争入札でも同じ問題がある。競争が大原則なので、競争性、公平性、経済性を考慮することが必要。については、会計法はPFI専門につくられたものではない。PFIの実務がどうなっているかは、事業発注官庁が把握して問題点を具体的に言っていただかないと難しい。
- ・ 修繕引当金を例にとって確認させていただきたい。PFIのSPCは、事業契約が特殊だと思うが、財務省はどのように考えているか。引当が無理ということであれば、修繕費見合いの収入を益金不算入として扱うという考え方はいかがか。
- ・（財務省）PFIのBOT方式だけ特別だというのはおかしい。負担する公共の側でも考え方を考える必要がある。
- ・ 行政財産を普通財産に用途変更して事業を行うことについて、妥当だと考えるか。
- ・（財務省）具体的なものがないと判断できない。

## 第2部 総務省

- ・ 独立行政法人の契約については、会計法等の制約がないと考えてよいか。指定管理者制度について、PFIの議会の議決と併せて、指定管理者の指定の議決をセット

で行うことは可能か。

- ・（総務省） について、会計法、財政法の外の話であり、独自に判断できる。 について、指定管理者制度とPFI法上の契約は別の制度。実施方針を決定する際に、条例を定めることが可能な場合には、同一の議会においてできると思う。
- ・ 指定管理者の指定を運営段階以前に先行して行うことは可能か。
- ・ 条例の議決が運営段階となるならば、議会の議決が2段階となり、民間事業者から見ると不確実性が残る。
- ・（総務省）PFI事業者が指定管理者になるということを前提に契約を締結することはできない。指定管理者の指定は別の判断。
- ・ SPCが指定管理者に指定された場合、実際にやる事業者に業務を委託することは可能か。
- ・（総務省）可能。
- ・ 指定管理者をいつ指定するかという制限は無い。PFIは、どういうことがやれるのか事前に明らかにならないとできない。
- ・ 実施方針などで、選定事業者が自動的に指定管理者になるということが明記されていないと民間事業者からの提案は不可能。
- ・ 指定の範囲については、特定の事業者が決まっていなくて条例はできないのか。
- ・（総務省）条例の制定は早い時期にできると思うが、PFI事業者が自動的に指定管理者となるというのは、現行法上そうっていない。運用上どうするのかという課題である。
- ・ PFI法第9条では、契約前に議決をすることになっている。そのときも契約内容は不確定である。指定管理者の条例も議決可能ではないか。
- ・（総務省）PFI法第9条の議会の議決と指定管理者の指定の議決は異なる。
- ・ この問題は、運用上の問題だと思う。
- ・（総務省）意見を踏まえ、検討させていただく。
- ・ 事業契約は締結したが、指定管理者になれないということで事業契約が解除になり、損害賠償が発生することもあるということも含め検討していただきたい。
- ・（総務省）検討させていただく。
- ・ CRLについて、 研究に民間も関わっているのか、 従来型の整備とどう違うのか（VFMが出る根拠） BOO方式で事業終了後はどうするのか。
- ・（総務省）詳細については確認して回答させていただきたい。
- ・ 平成15年3月20日の関係省庁連絡会議幹事会申合せについて、地方自治体へはどのように説明しているのか。
- ・（総務省）地方自治体へ説明する際には、文言よりもフライング気味でよいのではないかという説明をしている。申合せは具体的ではないという要望もあるが、逆に決め付けるとよくないという意見もあるため、基本的にはこの申合せに沿って、各地方公

共団体の判断で決めるようにと説明している。

- ・ 平成15年3月20日の関係省庁連絡会議幹事会申合せに関し、契約交渉において、どこまで条件を変更することが可能か。
- ・ (総務省)入札の順位が入れ替わるような変更は不可だと思いが、具体的には各事業ごとに考えていただきたい。

### 第3部 文部科学省

- ・ 税制で認められた「校舎」という文言の解釈はどの程度の広がりのあるものか。
- ・ (文部科学省)税制改正の議論の結果、校地に設置する校舎となった。国立大学の駐車場や附属病院については、税の公平性から校舎以上に議論が必要ということで、平成16年度税制改正要望では、校舎のみ認められた。
- ・ 純粋な研究施設は入らない可能性があるが、大学の附属研究所はどうか。
- ・ (文部科学省)大学設置基準の校舎なので、研究所でも校舎に該当するものもある。
- ・ 債務負担行為については、国がどこまで保証してくれるかどうかというのが問題であり、これは毎年の予算編成の中で措置が可能ではないのか。
- ・ (文部科学省)当省としては、平成16年1月に国立大学法人のPFI事業を選定し、選定された事業に対しては、補助金等を出して支援するという表明をした。債務負担行為の件は、今金融機関と調整中であり、本日は問題提起という形で説明した。
- ・ イメージしているBOT方式の事業はどのようなものか、校舎に加え、福利厚生施設などまで拡充することは想定しているのかを教えて欲しい。
- ・ (文部科学省)については、現在、実験・研究の補助業務、安全管理業務、これまで事務職員がやっていた業務を代行する業務などを検討中。については、状況を見つつ検討していきたい。
- ・ オペレーターのイメージはどのようなものか。
- ・ (文部科学省)研究そのものは無理だと思うが、様々な補助業務、事務などのオペレーターを民間に委託する方向で、可能性を追求しているところ。
- ・ BOT方式でやるメリットは何か。税制措置は2年間の特例だが、なぜ2年なのか。
- ・ (文部科学省)については、シミュレーションを行っており、可能性を追求したいと考えている。については、特例措置は通例2年ということになっている。成果が上がれば延長要望をしたいと考えている。
- ・ 特例措置の延長は認められにくいのではないか。
- ・ (文部科学省)実績があれば、認められている。
- ・ 図書館については、今どういう取り組みをしているのか。
- ・ (文部科学省)図書館については、施設の管理・運営について、管理者を明示しているものではない。PFIとして行い得る事業範囲について、検討を行っているところ。

#### 第4部 厚生労働省

- ・ 水道法について、指定管理者制度との関係で、水道の管理、経営を民間に委ねることは可能か。 資産を公共が所有して、契約で料金収受を民間事業者へ移すことは可能か。
- ・ (厚生労働省) について、水道法上、限定は無い。総務省と調整しながらやっていきたい。 について、公設民営も可能であると考えている。
- ・ ガイドライン等で推進していく方向性はあるのか。
- ・ (厚生労働省) きちんとした水道サービスを提供していくということが重要。
- ・ 補助金の説明で憲法第89条の問題だと説明していたが、株式会社への補助金は山ほどあり、説明を工夫する必要があるのではないか。
- ・ (厚生労働省) 解釈の問題であり、当省では、慈善博愛に関連していると解釈している。
- ・ 水道法について、水道供給まで委ねる方式も考えているのか。その場合どのようなイメージか。
- ・ (厚生労働省) 水道法上、水道事業は民間事業者等へ委託できることとなっており、様々な形態ができるようになっている。先進事例がないということもあるが、ガイドラインの整備により促進していきたい。
- ・ 水質のリスクは公共がとるということか。
- ・ (厚生労働省) 水道として持続的に飲める水を供給するということを担保することが重要。
- ・ ジョイントベンチャーで、設備投資の一部を公共がエクイティとして負担するという手法は考えられないか。
- ・ (厚生労働省) 想定はしていないが、勉強させてもらう。

#### 第5部 国土交通省

- ・ 高規格堤防は、民間ではできないのか、 道路のPFIが進まない理由は何か、PSC算定に関する数値を公表して欲しいという要望についてどう考えているか、について教えて欲しい。
- ・ (国土交通省) について、防災、災害対応は公権力の行使に係るものであり、民間事業者に委託することは難しいと考えている。 については、道路本体は事業規模が大きく、資金調達リスク、用地取得リスク等により、事業が進まないと考えている。現在は事業が無いが、資金調達手法やリスク分担について、研究しているところ。 については、民間事業者がPFIに取組む際の情報提供をすべきと考えており、VFMの数値の検証等の取り組みを行っているところ。
- ・ 道路のPFIが進まないのは、20~30年もの間、PFI事業者に権利が認められ

るかどうか不明確であるという点だと思うが、如何か。

- ・（国土交通省）協定の中で定めれば安定的にできるものである。土木インフラについては、今まで国土交通省で整備してきたところであり、トータルでマネジメントできるノウハウが民間事業者には無いのではないか。
- ・ 個別の公物管理法と指定管理者制度は、どちらが優先するのか。
- ・（国土交通省）個別の公物について指定管理者制度が適用されているか否かは、個別法の規定によるが、指定管理者制度の活用は可能であり、その旨通知する。
- ・ 個別の部署ごとに検討するのか。
- ・（国土交通省）指定管理者制度の条文の適用を個別の公物管理法が妨げないというもの。放っておくと疑義があるため、通知により自治体に周知するというもの。
- ・ 公物管理のどこまでをできるのかという整理は行うのか。
- ・（国土交通省）いくつかの公物について整理していく。
- ・ 都市公園法について、指定管理者制度で可能ということは、公物管理法で書いているのか。
- ・（国土交通省）都市公園法では、管理者を規定している。公の施設における料金収受や行為の許可などは、都市公園法で条例に委ねられているため条例を定めれば可能ということ。監督処分や占用許可などは、法で規定しているので、公園管理者がやることになっている。
- ・ 管理者の行える範囲について、通知で出すということか。
- ・（国土交通省）範囲を通知で出すのではない。指定管理者制度を活用できるということと通知で出すというもの。管理者の行える範囲については、政府全体で横断的な解釈が必要である。
- ・ P F I 事業者による開発行為の許可について、公共が自ら事業を行う場合と同様に取り扱うべきという要望が出ており、今後これについても検討いただきたい。

以上

[ 問合せ先 ]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681